

R 7 国府支援学校 プール棟改修工事建築（担い手確保型）

図面番号	図面名	縮尺	図面番号	図面名	縮尺
共-01	営繕工事共通仕様書(1)	NO SCALE	A-07	断面詳細図	1/50
共-02	営繕工事共通仕様書(2)	NO SCALE	A-08	屋外付帯図 断面詳細図	1/100 1/30 1/10
共-03	営繕工事共通仕様書(3)	NO SCALE	A-09	プールサイド クラック補修図	1/100
改特-01	改修工事特記仕様書(1)	NO SCALE			
改特-02	改修工事特記仕様書(2)	NO SCALE			
A-01	付近見取図 支障物件確認図 概略工程表	1/1000			
A-02	配置図	1/100			
A-03	平面図	1/100			
A-04	立面図 断面詳細図	1/100 1/50			
A-05	天井伏図	1/100			
A-06	平面詳細図 建具表 補修詳細図	1/50 1/100 1/20			

課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係長	課員	担当

章 項 目		特 記 事 項		章 項 目	特 記 事 項		章 項 目	特 記 事 項																
一 章 一 般 共 通 事 項	I. 工事概要			7. 下請負人の選定	◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。				◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。															
	1. 工事名称	R 7 国府支援学校 プール棟改修工事建築（担い手確保型）				◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）				◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。														
	2. 工事場所	徳島市国府町中								◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。														
	3. 建物概要	<table><tr><td>建物名称</td><td>国府支援学校</td></tr><tr><td>構造・規模</td><td>R C造平家建</td></tr><tr><td>敷地面積</td><td>(m2)</td></tr><tr><td>延床面積</td><td>92.40 (m2)</td></tr><tr><td>消防法施行令別表第1の区分</td><td>(6) 項二</td></tr></table>			建物名称	国府支援学校	構造・規模	R C造平家建	敷地面積	(m2)	延床面積	92.40 (m2)	消防法施行令別表第1の区分	(6) 項二	8. 施工体制台帳及び施工体系図	(1)施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及びび再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。 (2)施工体系図の作成及び揭示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 (3)警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (4)運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (5)施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。 ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。 (6)再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。				◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。				
	建物名称	国府支援学校																						
構造・規模	R C造平家建																							
敷地面積	(m2)																							
延床面積	92.40 (m2)																							
消防法施行令別表第1の区分	(6) 項二																							
4. 工事種目	<table><tr><th>種 目</th><th>工 事 概 要</th></tr><tr><td>プール棟改修工事</td><td>プール付属改修、プールサイド改修、敷地内雑草対策</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>			種 目	工 事 概 要	プール棟改修工事	プール付属改修、プールサイド改修、敷地内雑草対策																	◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
種 目	工 事 概 要																							
プール棟改修工事	プール付属改修、プールサイド改修、敷地内雑草対策																							
5. その他	本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。								◎作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について県監督員と協議すること。															
II. 営繕工事共通仕様書									◎既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。															
項 目		特 記 事 項		9. 電気保安技術者等	◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。			11. 交通安全管理	◎輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。															
1. 適用基準	図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修の下記による。 ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標仕」という。） ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。） ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 ・ 木造建築工事標準仕様書 令和4年版 ・ 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説 令和5年版 ・ 建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。） ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版 ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版 ・ 敷地調査共通仕様書 令和4年版 また、次の図書（国土交通大臣官庁官庁営繕部監修）を参考とする。 ① 建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。） ② 建築改修工事監理指針（令和4年版） ③ 電気設備工事監理指針（令和4年版） ④ 機械設備工事監理指針（令和4年版）				◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。				◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。 ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある															
2. 優先順位	設計図書の優先順位は、次の順とする。 ① 質問回答書（②から⑤に対するもの） ② 補足説明書 ③ 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む） ④ 図面 ⑤ 公共建築工事標準仕様書等				◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。			12. 発生材の処理等	◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 (5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 (6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 (7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。															
3. 工事実績データの登録	(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。 (a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (d) 訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 (2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。 なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。				◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。				◎アスベスト (1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の貸与（ ・ あり ○ なし ）。 (2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1Iによること。															
4. 工程表	受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後10日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。				◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。																			
5. 工事の着手	受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。				◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。																			
6. 施工計画書等	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。 ◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。 ◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。				◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。 ◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。																			
				徳島県教育委員会施設整備課	工事名 R 7 国府支援学校 プール棟改修工事建築（担い手確保型）			図面番号 共-01	大塚建築設計事務所 archi@oo2ka.com 〒776-0010 徳島県吉野川市鴨島町鴨島141-7 TEL (0883) 24-9671 FAX (0883) 22-0280 一級建築士大臣登録108485 大塚 雅夫															
					図面名 営繕工事共通仕様書(1)			縮尺 NO SCALE																

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項												
一 章 一 般 共 通 事 項		◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。 また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。			◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。	16. 建設機械等	◎排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなす、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。													
	◎資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。 (1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合に、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。 (3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。 (4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。 (5) 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。 (6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。 (7) 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バーゲン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。	◎標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。	◎低騒音・低振動型建設機械 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。																	
	◎受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。		◎県内産資材の原則使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。	17. 遠隔臨場の試行	◎特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。															
	◎再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更にに関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。		◎県内企業調達建材等の優先使用 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。 なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。	18. 工事看板等	◎不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。 また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。															
13. 材料・製品等	◎建設発生土の搬運を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。	14. 化学物質を発散する建築材料等	◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。	19. 仮設トイレ	◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円未満の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を試行しなければならない。															
	◎建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。		◎受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター（A3）」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。 (1) 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事 (2) 当初請負金額が200万円未満の工事																	
	◎本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。	15. 施工	◎アスファルト舗装の材料 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。	20. 設計変更箇所確認	◎受注者は、仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。 ・当初請負対象金額（設計金額）5千万円未満の工事 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 ・当初請負対象金額（設計金額）5千万円以上の工事 原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。 なお、洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・旋錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。															
◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。	◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の（1）から（5）を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上塗り塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、フタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。		21. 工事検査及び技術検査	◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。 また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。																
	◎県産木材の原則使用 (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。 (5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。		◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。		◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。															
			◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向した時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に滞漏のないようにすること。		<table><tr><th>当初請負対象額</th><th>一般入札工事</th><th>低入札工事</th></tr><tr><td>3千万円未満</td><td>－</td><td>1回</td></tr><tr><td>3千万円以上5千万円未満</td><td>－</td><td>2回</td></tr><tr><td>5千万円以上1億円未満</td><td>1回</td><td>2回</td></tr><tr><td>1億円以上</td><td>2回</td><td>3回</td></tr></table>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	－	1回	3千万円以上5千万円未満	－	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																		
3千万円未満	－	1回																		
3千万円以上5千万円未満	－	2回																		
5千万円以上1億円未満	1回	2回																		
1億円以上	2回	3回																		
			◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。		(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。															
			◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。		◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。															
			◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。		◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。															
			◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。		◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。															
			◎試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。		◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。															

			工事名 R 7 国府支援学校 プール棟改修工事建築（担い手確保型）	図面番号 共-02	大塚建築設計事務所 archi @oo2ka.com 〒776-0010 徳島県吉野川市鴨島町鴨島141-7 TEL (0883) 24-9671 FAX (0883) 22-0280 一級建築士大臣登録108485 大塚 雅夫
			図面名 営繕工事共通仕様書(2)	縮尺 NO SCALE	

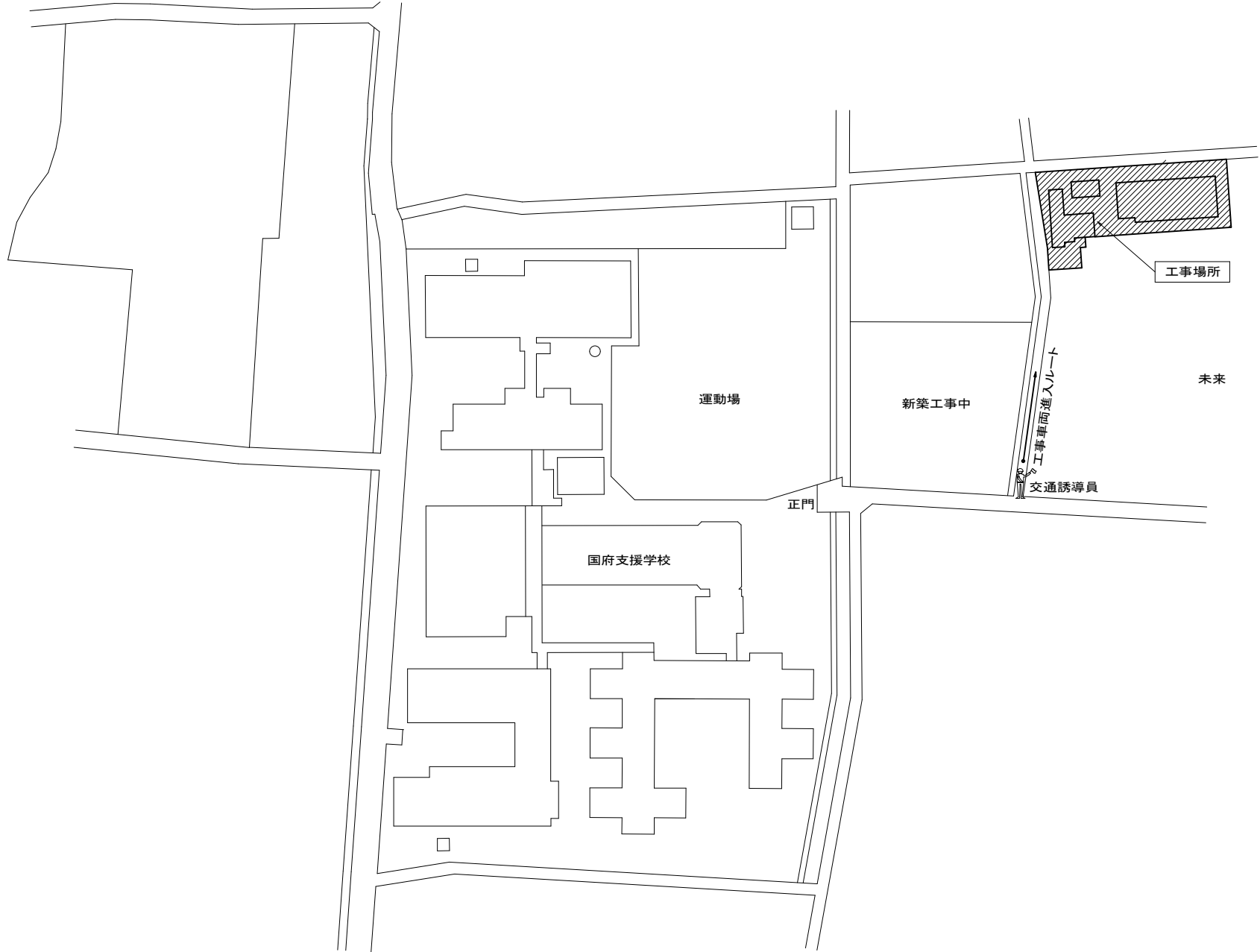
章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項							
一 章 一 般 共 通 事 項	22. 完成図等	◎電子納品：対象 ◎受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。 ◎提出書類 ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員から別途指示がある場合を除き、原図版とする） ・工事写真（写真帳1部（着手前及び完成写真）、電子データ2部） ・使用材料一覧表（4部（うち3部は竣工図表紙裏面に貼付）、電子データ2部） ・保全に関する資料 ◎しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。 ◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。 ◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。 <table><tr><td>区 分</td><td>サ イ ズ</td></tr><tr><td>着 手 前</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr><tr><td>施 工 中</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr><tr><td>完 成 写 真</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr></table> ◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。 ◎既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。	区 分	サ イ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ					
	区 分	サ イ ズ													
	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ													
	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ													
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ														
23. デジタル工事写真の 小黑板情報電子化	◎受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。 ◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。														
24. 火災保険	◎火災保険 本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条） (1)対象物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。 (2)付保険外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等） (3)付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。 (4)保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。 (5)その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。														
25. 公共事業労務費調査	◎当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。														
26. 暴力団からの不当要求 又は工事妨害の排除	(1)受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（（2）に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。 (2)受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。 (3)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (4)受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。 (5)受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。 (6)受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。														

	徳島県教育委員会施設整備課	工事名 R 7 国府支援学校 プール棟改修工事建築（担い手確保型）	図面番号 共-03	大塚建築設計事務所 archi @oo2ka. com 〒776-0010 徳島県吉野川市鴨島町鴨島141-7 TEL (0883) 24-9671 FAX (0883) 22-0280 一級建築士大臣登録108485 大塚 雅夫
		図面名 営繕工事共通仕様書(3)	縮尺 NO SCALE	

章 項 目			特 記 事 項			章 項 目			特 記 事 項			章 項 目			特 記 事 項																																																									
2章 改修一般共通事項	1. 施工条件	◎施工条件は次にによる。 ・別途発注の関連工事と施工上の調整を入念に実施し、現場納まり上のトラブルや工程の遅延防止等に努めること。 ・工程表は、全体工程表をフォローする月間工程表、更にこれをフォローする週間工程表を定期的に作成の上、監督員・施設管理者へ提出し、承認を得ること。 ・工事対象施設に隣接する「未来」は、日常業務が継続している状態であることから、施設運営に影響を及ぼす資機材の搬入・搬出、騒音・停電・断水等を伴う工程は、原則夜間又は休日の作業となることを予め見込んでおくこと。 ・施設内での行事（イベント等）により施工時期が制限される場合があるので、施設管理者との調整・情報共有をし、工程の遅延防止に配慮すること。 ・施工時間は、原則8:30～17:00までとする。ただし、夜間又は休日作業となる工程についてはこの限りでない。 ・資機材の搬入・搬出経路については別図のとおりとする。なお、図示以外の経路を必要とする場合は、施設管理者に協議し承諾を得ること。 ・施設内では、別図に示す作業員動線図に基づき移動し、工事区域外への立入りには十分注意すること。 ・現場着手前に改修範囲について入念な現地調査を行うと共に、施設管理者へのヒアリングを行い、その結果を施工計画・仮設計画・施工図等の作成に十分活用すること。 本工事対象施設は、特別支援学校の中でも児童数、生徒数及び職員数が県内最大規模の学校であることから、通学（通勤）時間帯においては、校内をはじめ学校周辺が非常に混雑する。 よって、原則通学（通勤）時間帯における工事関係車両の入退場及び工事用資機材の搬入・搬出は行わないこと。 ※基本的な通学時間帯は次のとおりである。詳細な時間帯は学部や曜日により異なり、また変動する場合もあるので十分注意すること。 ・登校8:30～9:30 ・下校13:30～～15:30		5. 技能士の適用	◎技能士の適用については、次の技能検定作業（以下、「作業」という。）のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。		◎印 …… 適用作業		3章 改修仮設工事	1. 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告する。																																																													
	2. 施工調査	◎調査期間 本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は 2 週間とする。切り回し時期については、プール使用期間外 とする。						2. 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。 ◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ◎外部足場（種類：枠組み本足場、仕様： , D= cm、シート仕様： ） ・壁つなぎ間隔（水平方向： 8m以下、鉛直方向：9m以下） ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（2.2.4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2(2) 手すり据置方式 により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。 ◎内部足場（種類：脚立、仕様： 枚布、D= cm） ・壁つなぎ間隔（水平方向： m以下、鉛直方向： m以下） ◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ◎仮囲い（仕様： , H= m、L= m）（図示） ◎ゲート（・有 ◎ 無、仕様： ） ◎受注者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。 ◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。 ◎足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。																																																															
	3. 交通誘導警備員	◎交通誘導警備員 交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に3日間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（ ・義務付けられている ◎ 義務付けられていない ）。 ・警備員は、延3人（昼3人、夜 人：うち検定合格警備員 人）を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。						3. 監督員事務所	監督員事務所は（・ 設ける（面積 m ² 程度）◎ 設けない）																																																															
	4. 産業廃棄物の処理	◎産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。 （注）表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者」であることを示す。						4. 工事用水、電力等	◎既存電力利用（・ 出来る ◎ 出来ない）、電力料金（・有償 ・ 無償） ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存水利用（・ 出来る ◎ 出来ない）、用水料金（・有償 ・ 無償） ただし、施設管理者と協議すること。																																																															
	<table><tr><th>種 類</th><th>処分許可業者の会社名 (処分区分)</th><th>優 良</th><th>所 在 地 処 分 地</th><th>運搬距離 (km)</th><th>処分費 (税抜、円)</th><th>単位</th></tr><tr><td>コンクリート （無筋）</td><td>四国リサイクル(株) （中間処分）</td><td>○</td><td>名西郡石井町高川原1696-1 名西郡石井町高川原1696-1</td><td>4. 2</td><td>900</td><td>t</td></tr><tr><td>金属(処分)</td><td>(株)サバ イ</td><td></td><td>徳島市佐古四番町13-17 板野郡藍住町東中富字西向江榜示1-1</td><td>13. 6</td><td>○</td><td>t</td></tr><tr><td>木材</td><td>(有)徳島興産</td><td>○</td><td>徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号</td><td>13. 4</td><td>10, 000</td><td>t</td></tr><tr><td>廃プラ</td><td>(株)リリース</td><td></td><td>三好郡東みよし町屋間字が`ﾀ305-2 三好郡東みよし町屋間字が`ﾀ305-2</td><td>59. 3</td><td>16, 000</td><td>m3</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	種 類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優 良	所 在 地 処 分 地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位	コンクリート （無筋）	四国リサイクル(株) （中間処分）	○	名西郡石井町高川原1696-1 名西郡石井町高川原1696-1	4. 2	900	t	金属(処分)	(株)サバ イ		徳島市佐古四番町13-17 板野郡藍住町東中富字西向江榜示1-1	13. 6	○	t	木材	(有)徳島興産	○	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	13. 4	10, 000	t	廃プラ	(株)リリース		三好郡東みよし町屋間字が`ﾀ305-2 三好郡東みよし町屋間字が`ﾀ305-2	59. 3	16, 000	m3																																			5. 工事車両駐車場 資材置場 現場事務所用地等	◎同用地は、（・図示の場所に ◎ 用意していないので業者にて ）設けること。 ◎工事完了後、復旧及び整地を行うこと。
種 類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優 良	所 在 地 処 分 地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位																																																																		
コンクリート （無筋）	四国リサイクル(株) （中間処分）	○	名西郡石井町高川原1696-1 名西郡石井町高川原1696-1	4. 2	900	t																																																																		
金属(処分)	(株)サバ イ		徳島市佐古四番町13-17 板野郡藍住町東中富字西向江榜示1-1	13. 6	○	t																																																																		
木材	(有)徳島興産	○	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	13. 4	10, 000	t																																																																		
廃プラ	(株)リリース		三好郡東みよし町屋間字が`ﾀ305-2 三好郡東みよし町屋間字が`ﾀ305-2	59. 3	16, 000	m3																																																																		
上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。 また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産業処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。 また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。 木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。																																																																								
			徳島県教育委員会施設整備課			工事名 R 7 国府支援学校 プール棟改修工事建築（担い手確保型）			図面番号 改特-01			大塚建築設計事務所 archi @o2ka. com 〒776-0010 徳島県吉野川市鴨島町鴨島141-7 TEL (0883) 24-9671 FAX (0883) 22-0280 一級建築士大臣登録108485 大塚 雅夫																																																												
						図面名 改修工事特記仕様書(1)			縮尺 NO SCALE																																																															

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項																																																																																																		
4章 鉄筋工事	1. 材料	<table><tr><td>規格番号</td><td>規格名称</td><td>種類の記号</td><td>径(mm)</td></tr><tr><td>JIS G 3112</td><td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td><td>SD295</td><td>10, 13</td></tr><tr><td>—</td><td>建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>JIS G 3551</td><td>溶接金網及び鉄筋格子</td><td>網目の形状： 寸法： 径：</td><td></td></tr></table>	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295	10, 13	—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—		JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状： 寸法： 径：		5章 コンクリート工事	1. 一般事項	◎コンクリートの種類 ・Ⅰ類（JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート） ・Ⅱ類（JIS A 5308への適合したコンクリート） ◎設計基準強度 <table><tr><td>コンクリートの種類</td><td>設計基準強度 F_c (N/mm²)</td><td>調合管理強度 F_n (N/mm²)</td><td>スランプ (cm)</td><td>強度試験の有無</td><td>種別</td><td>気乾単位容積重量 (t/m³)</td><td>適用箇所</td></tr><tr><td>普通</td><td>21</td><td>24</td><td>18</td><td>有</td><td></td><td>2.3</td><td>スラブ</td></tr><tr><td>普通</td><td>18</td><td>18</td><td>15</td><td>無</td><td></td><td>2.3</td><td>土間</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ◎構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度（F _c ）に構造体強度補正值（S）を加えた値とする。 なお、構造体強度補正值（S）は標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。 ◎コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。 ・第4週強度確認 原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。 ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。 なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。	コンクリートの種類	設計基準強度 F _c (N/mm ²)	調合管理強度 F _n (N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m ³)	適用箇所	普通	21	24	18	有		2.3	スラブ	普通	18	18	15	無		2.3	土間																	6章 防水改修工事	1. 一般事項	◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地等が設計図書と異なる場合は監督員と協議すること。 ◎降雨等に対する養生方法は、（ ・上屋シート養生 ・下階天井養生 ・その他())とする。 ◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。 ◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。 ◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。 ◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を（ ・行う ◎行わない ）。 ◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち（ ◎簡易接着性試験 ・引張接着性試験 ）を行う。 ◎種類及び施工箇所 <table><tr><td>記 号</td><td>材 質</td><td>既 存</td><td>改修工法</td><td>施工箇所</td><td>寸 法</td><td>接着試験</td></tr><tr><td>SR-1</td><td>1成分シリコーン系</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>SR-2</td><td>2成分シリコーン系</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>PS-2</td><td>ポリファルサイド系</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>MS-2</td><td>変成シリコーン</td><td>撤去</td><td>再充填</td><td>ブール躯体</td><td>20×10</td><td>○</td></tr><tr><td>PU-2</td><td>ポリウレタン系</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	記 号	材 質	既 存	改修工法	施工箇所	寸 法	接着試験	SR-1	1成分シリコーン系						SR-2	2成分シリコーン系						PS-2	ポリファルサイド系						MS-2	変成シリコーン	撤去	再充填	ブール躯体	20×10	○	PU-2	ポリウレタン系					
	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)																																																																																																						
	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295	10, 13																																																																																																						
	—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—																																																																																																							
	JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状： 寸法： 径：																																																																																																							
コンクリートの種類	設計基準強度 F _c (N/mm ²)	調合管理強度 F _n (N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m ³)	適用箇所																																																																																																			
普通	21	24	18	有		2.3	スラブ																																																																																																			
普通	18	18	15	無		2.3	土間																																																																																																			
記 号	材 質	既 存	改修工法	施工箇所	寸 法	接着試験																																																																																																				
SR-1	1成分シリコーン系																																																																																																									
SR-2	2成分シリコーン系																																																																																																									
PS-2	ポリファルサイド系																																																																																																									
MS-2	変成シリコーン	撤去	再充填	ブール躯体	20×10	○																																																																																																				
PU-2	ポリウレタン系																																																																																																									
2. 材料試験	◎材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。	2. コンクリートの仕上がり	◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6.2.3による。 ◎合板せき板を用いる打放し上げの種別は（ ・ A ・ B ・ C ）種とする。 ◎コンクリートの仕上りの平たんさは標仕 表6.2.5による。	7章 内装改修工事	1. 合成樹脂塗床 <table><tr><td>施 工 箇 所</td><td>材 質</td><td>仕上りの種類</td><td>備 考</td></tr><tr><td>男子便所 女子便所</td><td>薄膜型空塗床</td><td>ウレタン樹脂系</td><td>防塵、防滑</td></tr></table> （ 防滑工法） 骨材練り込み ◎ユリア樹脂等（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐材）を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 ◎以下の物質を含有しない材料を選定し、監督員の承諾を得ること。 ・室内空气中化学物質の室内濃度指針値について（H31.1.17薬生発0117第1号）における13物質 ・学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）第1の1の（8）A～カの6物質	施 工 箇 所	材 質	仕上りの種類	備 考	男子便所 女子便所	薄膜型空塗床	ウレタン樹脂系	防塵、防滑																																																																																													
施 工 箇 所	材 質	仕上りの種類	備 考																																																																																																							
男子便所 女子便所	薄膜型空塗床	ウレタン樹脂系	防塵、防滑																																																																																																							
3. 鉄筋の継手及び定着	◎鉄筋の継手は（ ◎ 重ね継手 ・ ガス圧接継手 ・ 機械式継手 ◎ 溶接継手 ）とする。 原則として、D35以上の異形鉄筋については、重ね継手を用いない。 ◎結束線の端部は内側に折り曲げる。 ◎スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。 また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。 ただし、地階を有しない1階土間を除く。 ◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による。	3. 普通コンクリート	◎セメントの種類は、（ ◎ 普通ポルトランドセメント ・ 混合セメントA種 ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種 ）とする。 ・高炉セメントB種適用箇所（ ） ・フライアッシュセメントB種適用箇所（ ） ◎骨材は、標仕6.3.1（2）による。 ◎細骨材としてフェロニッケルスラグ使用（ ・ できる ・ できない ）。 ◎細骨材に含まれる塩化物質は、NaCl換算で0.04%以下とする。 ◎コンクリート中の塩化物質は、0.3kg/m ³ 以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。 ◎試験りは（ ・ 行う ◎ 行わない ）。 ◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。 ◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m ³ に含まれるアルカリ総量をNa2O（エヌエーツーオー）換算で3.0kg以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法またはモルタルバー法）の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）またはJIS A 5308（レディミクストコンクリート）の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）またはJIS A 5308（レディミクストコンクリート）の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）」による。 ◎混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1（4）によることとし、監督員の承諾を受けること。	8章 塗装改修工事	1. 一般事項 ◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。 ◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。 ◎ユリア樹脂等（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤）を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 2. 浮き塗膜除去 ◎折板裏の浮き塗膜除去 図示部分（土間排水のある部屋、及び屋外）は高圧水洗浄とする。 土間排水の無い部屋は素地を傷つけないようワイヤーブラシ等で除去する。																																																																																																					
4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	◎柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。	4. レディミクストコンクリート工場の指定	◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。	9章 ユニット及びその他の工事	1. トイレブース <table><tr><td rowspan="2">表面材の種類</td><td>脚部</td><td colspan="2">ドアエッジ</td></tr><tr><td>形状</td><td>形状</td><td>材質</td></tr><tr><td>メラミン樹脂積層板</td><td>巾木</td><td>エッジレス</td><td></td></tr></table> ◎トイレブースのパネルの材料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆のトイレブースのパネルを使用できない場合は、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。	表面材の種類	脚部	ドアエッジ		形状	形状	材質	メラミン樹脂積層板	巾木	エッジレス																																																																																											
表面材の種類	脚部	ドアエッジ																																																																																																								
	形状	形状	材質																																																																																																							
メラミン樹脂積層板	巾木	エッジレス																																																																																																								
5. 溶接継手	◎溶接継手の種類（ D13 ）、工法（ 重ねアーク溶接 ） ◎品質の確認方法（ 外観試験 ）	5. 型枠	◎型枠は、（ ・ 県産木製型枠 ◎ 合板 ・ 金属製 ・ 樹脂系 ・ 打込み型枠 ・ ブロック ）とする。 <table><tr><td>型枠の種類</td><td>仕上げ種別</td><td>塗装の有無</td><td>材質</td><td>厚さ</td><td>適用箇所</td></tr><tr><td>県産木製型枠</td><td>—</td><td>なし</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>標仕6.8.2（2）(ア)</td><td>A 種</td><td>あり</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>標仕6.8.2（2）(イ)</td><td>B 種</td><td>なし</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>標仕6.8.2（2）(イ)</td><td>C 種</td><td>なし</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>標仕6.8.2（2）(イ)</td><td>普通型枠</td><td>なし</td><td></td><td>12</td><td>スラブ下</td></tr></table>	型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	—	なし				標仕6.8.2（2）(ア)	A 種	あり				標仕6.8.2（2）(イ)	B 種	なし				標仕6.8.2（2）(イ)	C 種	なし				標仕6.8.2（2）(イ)	普通型枠	なし		12	スラブ下	10章 外部改修工事	1. 外部土間クラック処理 <table><tr><td>工 法</td><td colspan="2">ひび割れ部</td></tr><tr><td>Uカットシール材 充填工法</td><td>材料：</td><td></td></tr><tr><td></td><td>シーリング材： ポリウレタン系シーリング</td><td></td></tr></table> ◎ポリマーセメントモルタルの製造所： 評価名簿による。	工 法	ひび割れ部		Uカットシール材 充填工法	材料：			シーリング材： ポリウレタン系シーリング																																																									
型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																																																																																					
県産木製型枠	—	なし																																																																																																								
標仕6.8.2（2）(ア)	A 種	あり																																																																																																								
標仕6.8.2（2）(イ)	B 種	なし																																																																																																								
標仕6.8.2（2）(イ)	C 種	なし																																																																																																								
標仕6.8.2（2）(イ)	普通型枠	なし		12	スラブ下																																																																																																					
工 法	ひび割れ部																																																																																																									
Uカットシール材 充填工法	材料：																																																																																																									
	シーリング材： ポリウレタン系シーリング																																																																																																									
7. あと施工アンカー工事（耐震改修工事に伴うものを除く）	◎あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。 ◎埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。 ◎鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。 ◎施工確認試験を（ ・ 行う ◎ 行わない ）。確認強度（ ）kN 試験方法は標仕14.1.3（エ）による。 ◎あと施工アンカーは（ ◎ 金属系アンカー ・ 接着系アンカー ）とする。				2. 防滑性ビニル床シート ◎下地処置 ◎人工芝部分 既設人工芝撤去、下地処置、全面樹脂モルタル塗り ◎塗床部分 高圧水洗、全面樹脂モルタル塗り ◎仕上材料 JIS種類表示：複層ビニル床シートFS t=2.9mm以上 遮熱・赤外線反射タイプ 工法：溶接工法 端部エポキシ樹脂系2成分端部処理材（メーカーの仕様による） 3. 日除け ◎可動式日除け ◎既設コンクサート造壁面取付型 幅4,800 出2,000 ◎アルミ製手動(操作ハンドル)折りたたみオートミューンダキャンバス：ポリエステル系防水仕様 ◎取付高さ、位置は監督員と協議のうえ、決定する。 ◎自然土防草材 ◎土系防草工法 t=30 コケ・カビ抑制仕様 ◎下地処理 現状の草及び小木撤去 転圧、勾配調整 砕石敷設t=80																																																																																																					

		工事名 R 7 国府支援学校 プール棟改修工事建築（担い手確保型）	図面番号 改特-02	大塚建築設計事務所 archi @oo2ka. com 〒776-0010 徳島県吉野川市鴨島町鴨島141-7 TEL (0883) 24-9671 FAX (0883) 22-0280 一級建築士大臣登録108485 大塚 雅夫
		図面名 改修工事特記仕様書(2)	縮尺 NO SCALE	



付近見取図 1/1000

※ 敷地内は支障物件はありません

概略工程表（参考）

工種	1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目
準備期間	（施工計画） 準備打合せ			（設計確認）
仮設工事	養生・足場組立	足場解体		清掃
塗装工事		塗料撤去		塗料
建具工事	製作図		製作	取付
内部工事		隠蔽いし	手直し	
プールサイド工事			仕上撤去 下地	仕上
屋外工事				除草整地 カンコンマサ
機械設備工事（別途発注）		撤去工事 配管	衛生設備	
検査				社内 竣工 手直し 手直し
引き渡し				

徳島県教育委員会施設整備課

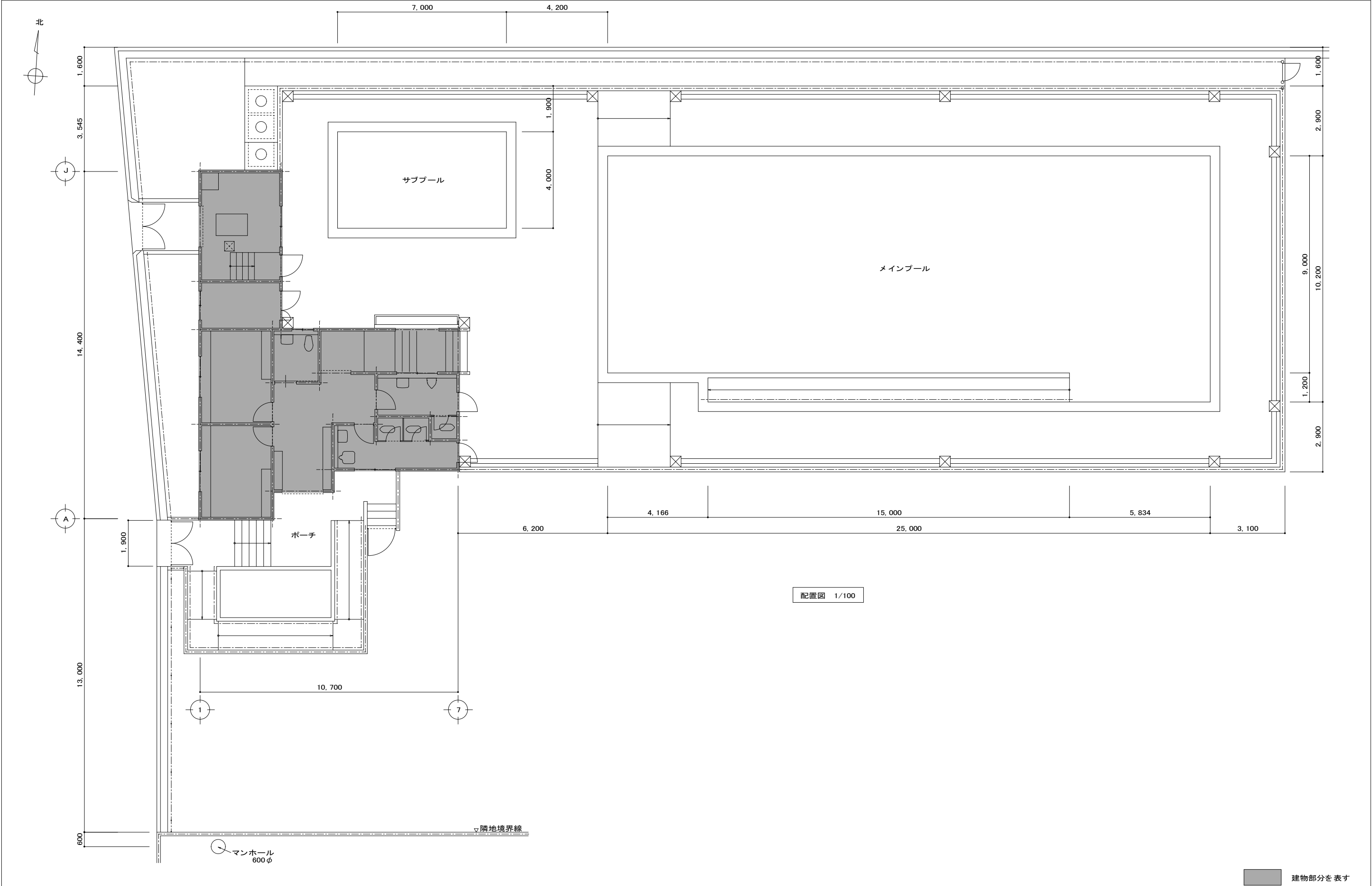
工事名
R 7 国府支援学校 プール棟改修工事建築（担い手確保型）

図面番号
A-01

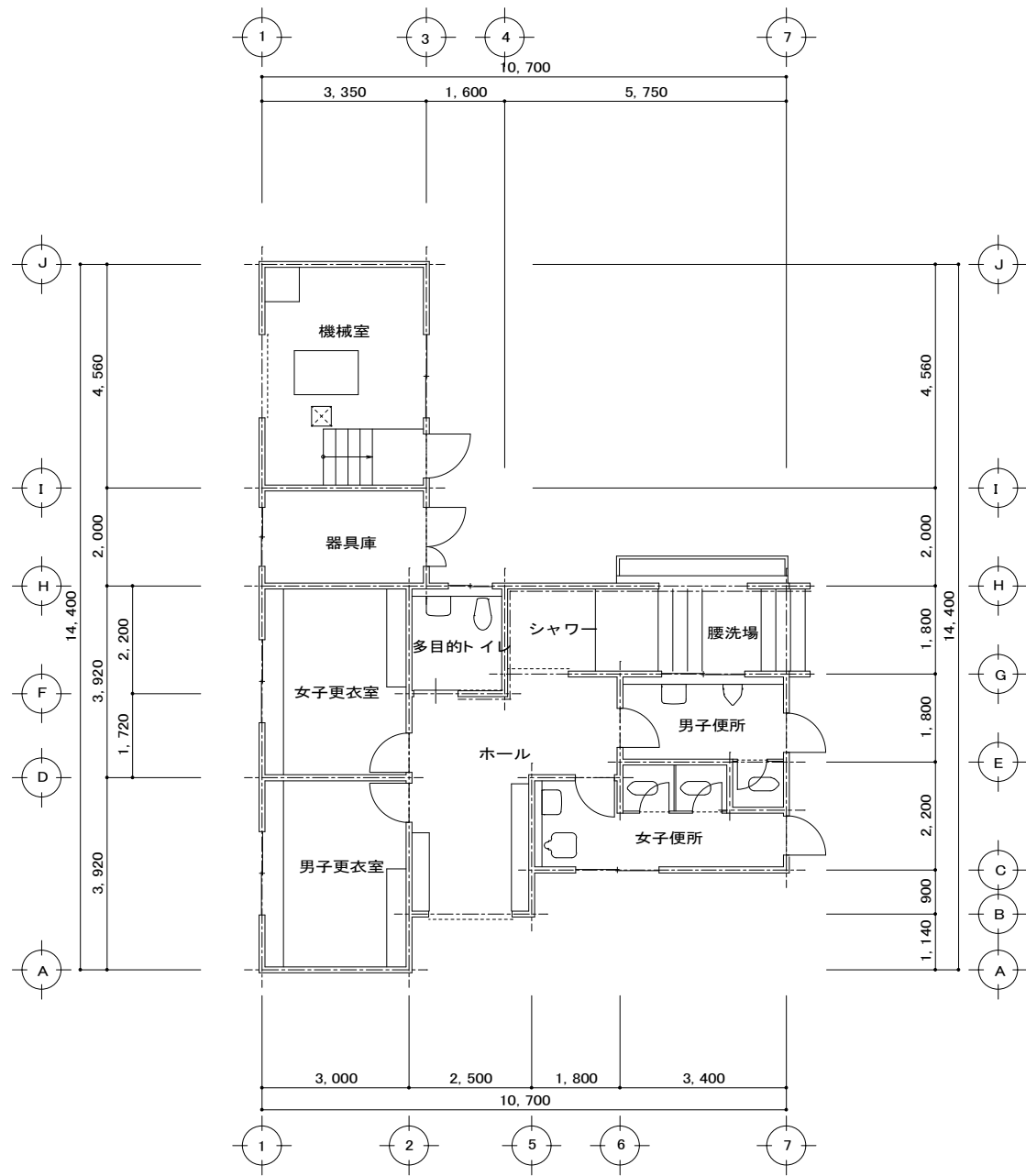
図面名
付近見取図 概略工程表 支障物件確認図

縮尺
1/1000

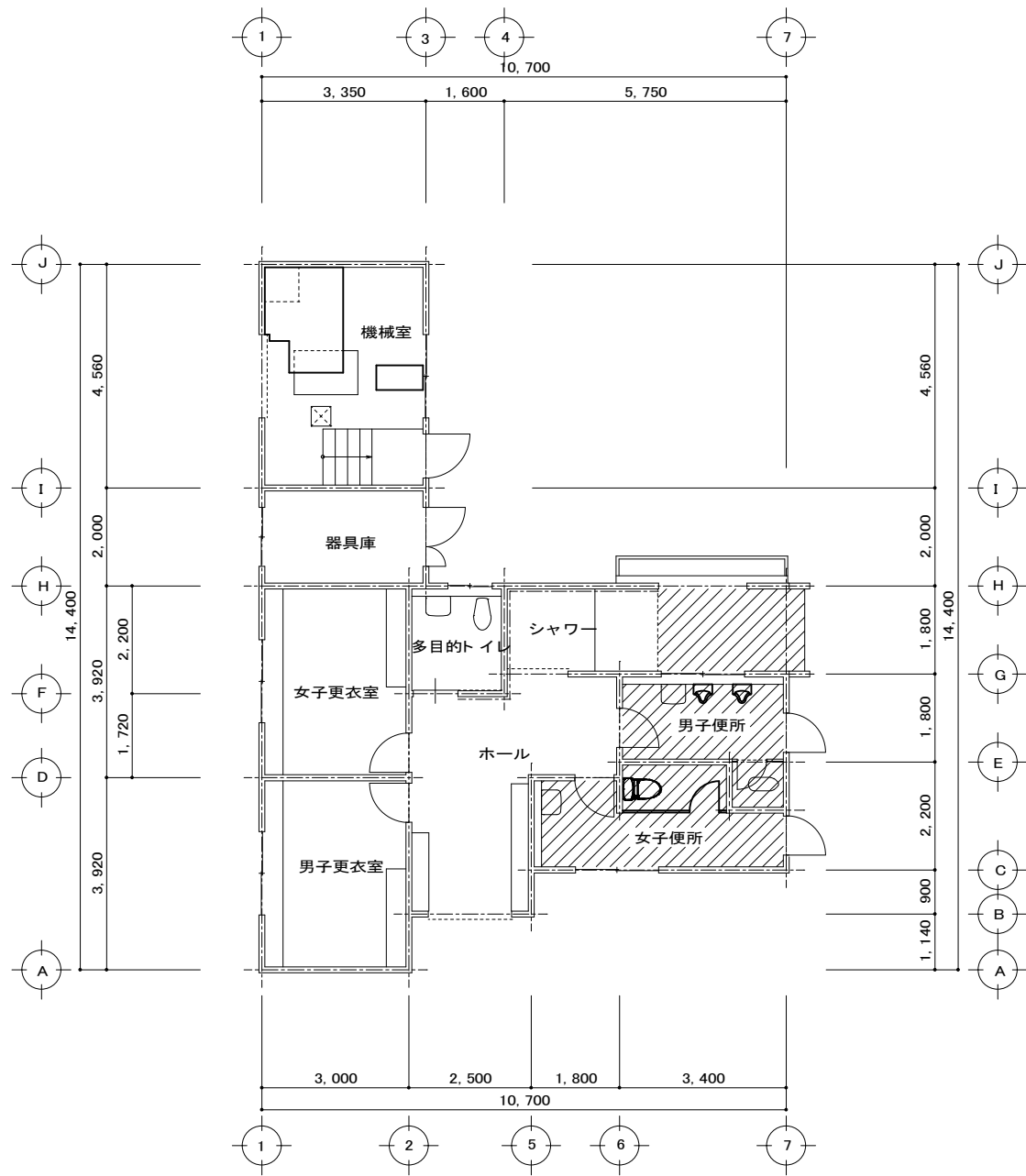
大塚建築設計事務所 archi@oo2ka.com
〒776-0010 徳島県吉野川市鴨島町鴨島141-7
TEL (0883) 24-9671 FAX (0883) 22-0280
一級建築士大臣登録108485 大塚 雅夫



	徳島県教育委員会施設整備課	工事名	図面番号	大塚建築設計事務所 archi@oo2ka.com 〒776-0010 徳島県吉野川市鴨島町鴨島141-7 TEL (0883) 24-9671 FAX (0883) 22-0280 一級建築士大臣登録108485 大塚 雅夫
		R 7 国府支援学校 プール棟改修工事建築 (担い手確保型)	A-02	
		図面名	縮尺	
		配置図	1/100	



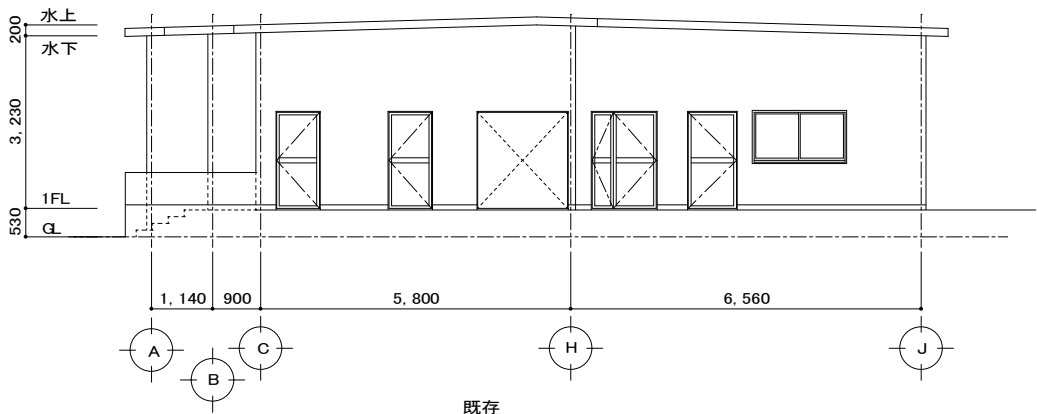
既設
平面図 1/100



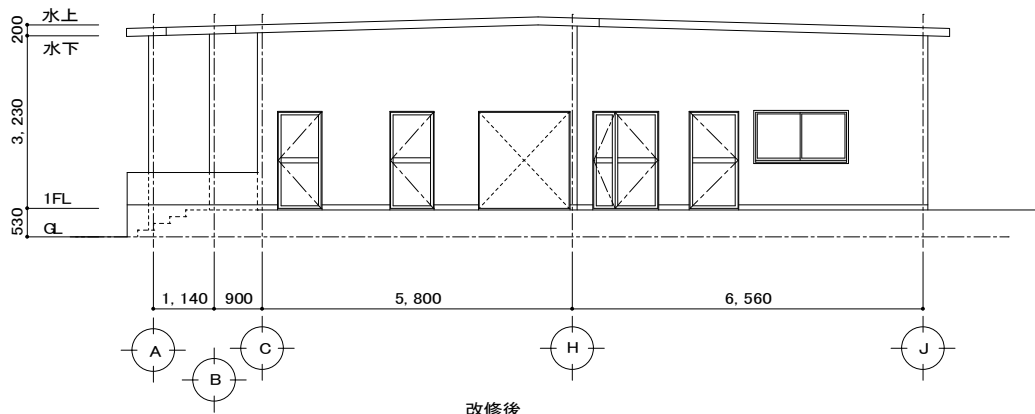
改修後
平面図 1/100
内部床改修範囲

徳島県教育委員会施設整備課	工事名 R 7 国府支援学校 プール棟改修工事建築（担い手確保型）	図面番号 A-03	大塚建築設計事務所 archi@oo2ka.com 〒776-0010 徳島県吉野川市鴨島町鴨島141-7 TEL (0883) 24-9671 FAX (0883) 22-0280 一級建築士大臣登録108485 大塚 雅夫
	図面名 平面図	縮尺 1/100	

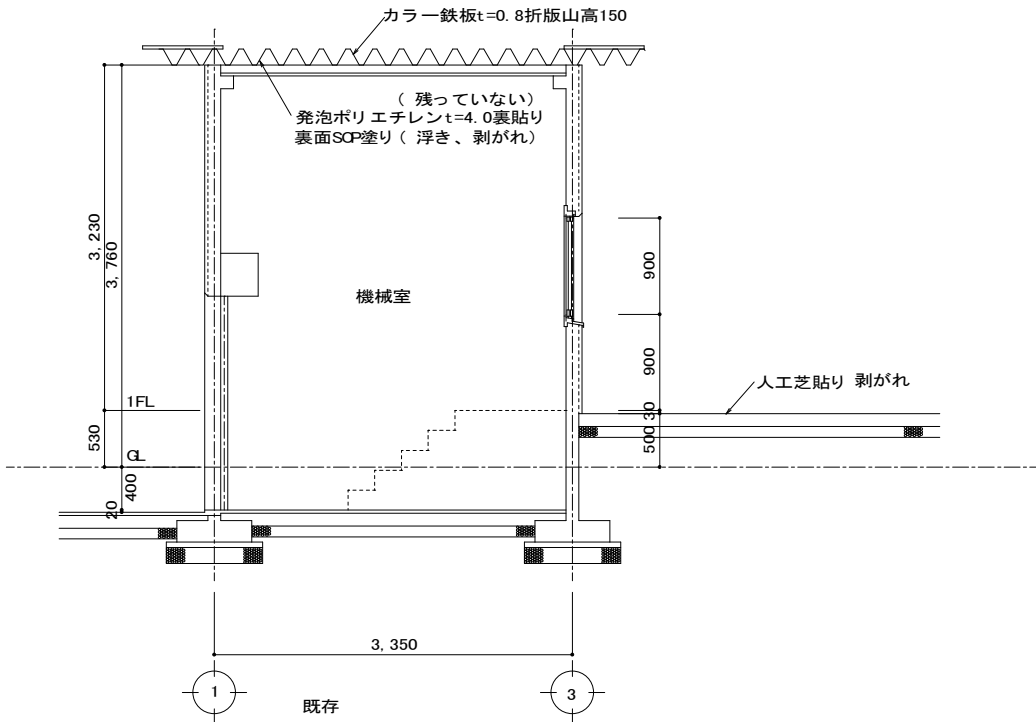
天井仕上表		
既・改	仕上	室名
既存	カラー鉄板t=0.8折版山高150 発泡ポリ エチレンt=4.0裏貼り 裏面SOP塗り（ 浮き、剥がれ）	
改修	高圧水洗 （土間排水の有る部屋及び外部）	機械室 多目的ト イレ シャワー室 腰洗場 男子便所 女子便所 外部軒天
	浮き塗膜落とし （土間排水の無い部屋）	器具庫 女子更衣室 男子更衣室 ホール



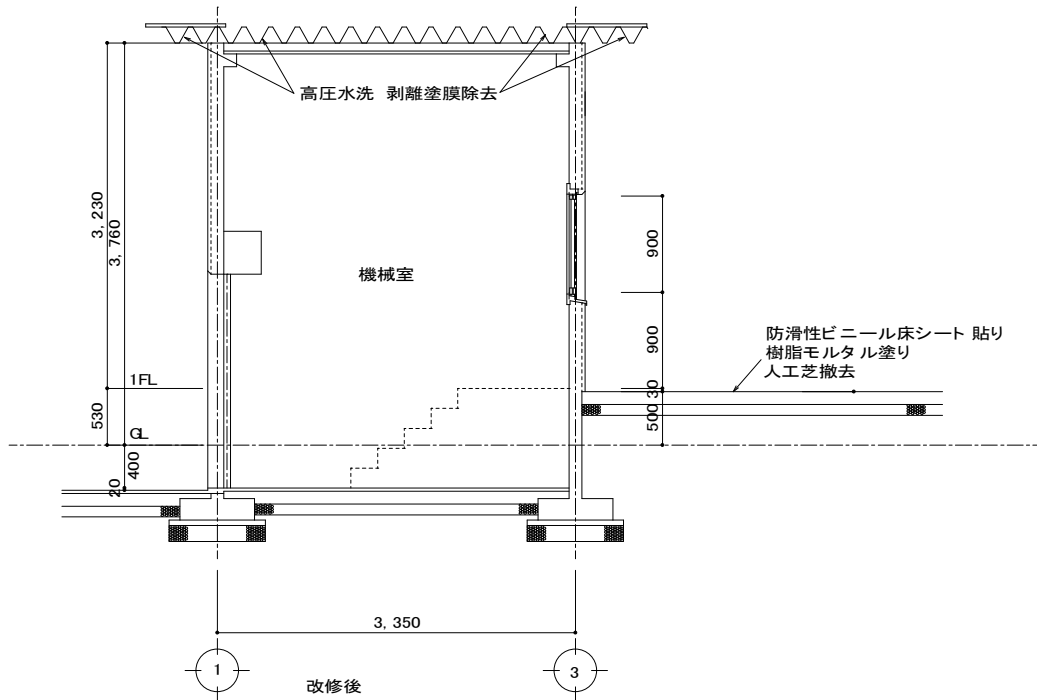
既存
立面図 1/100



改修後
立面図 1/100



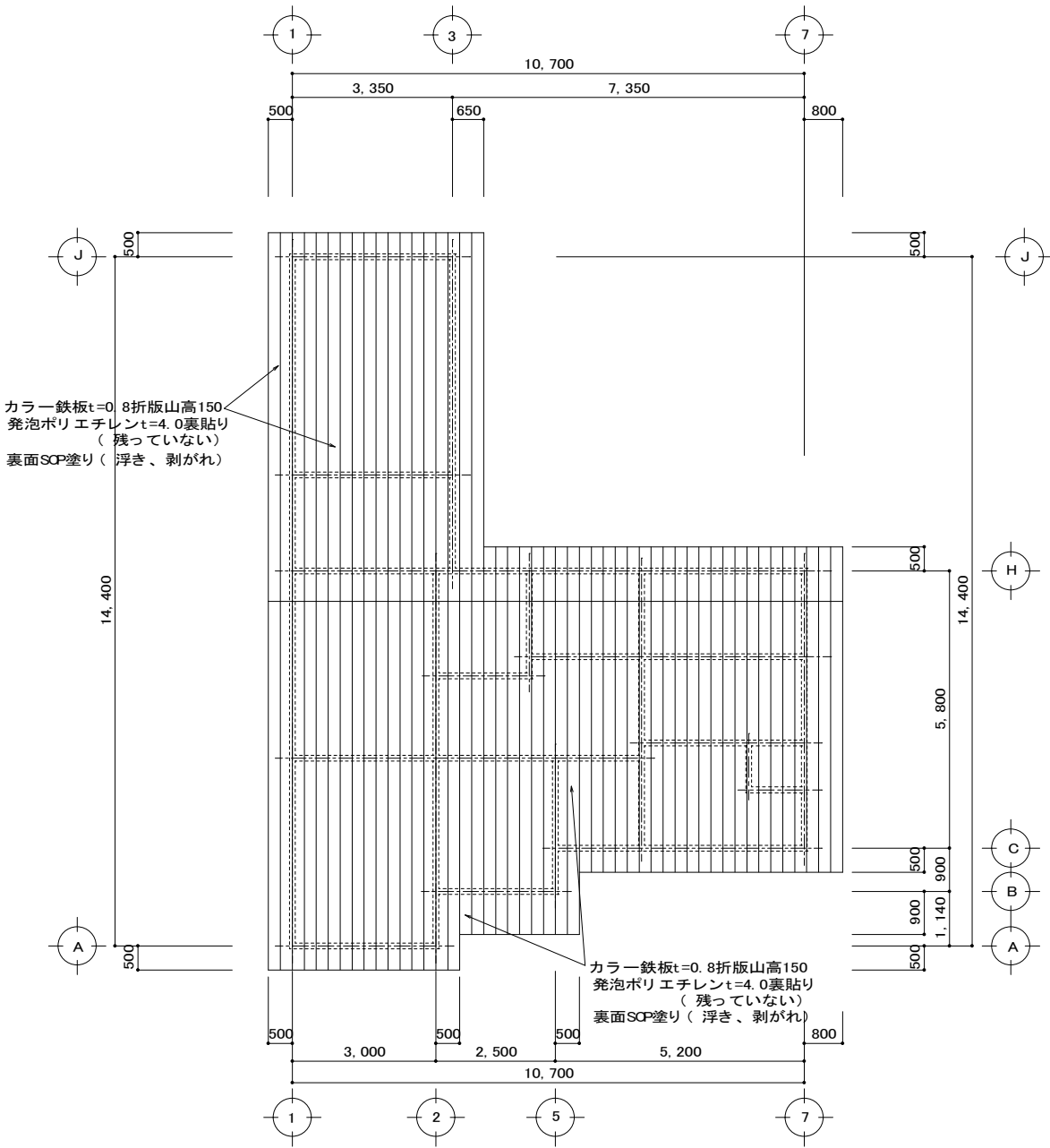
既存
断面詳細図 1/50



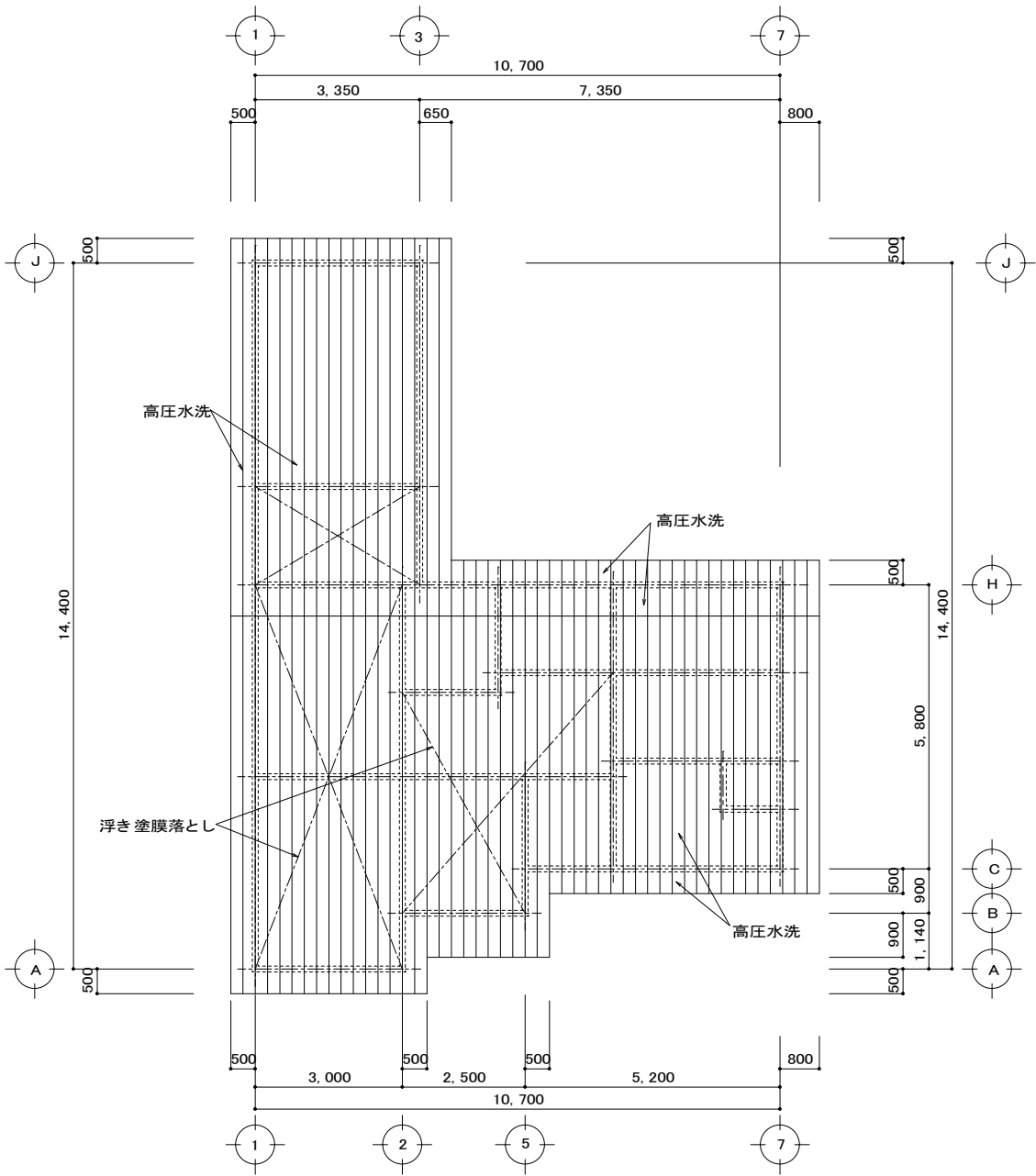
改修後
断面詳細図 1/50

徳島県教育委員会施設整備課	工事名	図面番号	大塚建築設計事務所 archi@oo2ka.com 〒776-0010 徳島県吉野川市鴨島町鴨島141-7 TEL (0883) 24-9671 FAX (0883) 22-0280 一級建築士大臣登録108485 大塚 雅夫
	R 7 国府支援学校 プール棟改修工事建築（担い手確保型）	A-04	
	図面名	縮尺	
	立面図 断面詳細図	1/100 1/50	

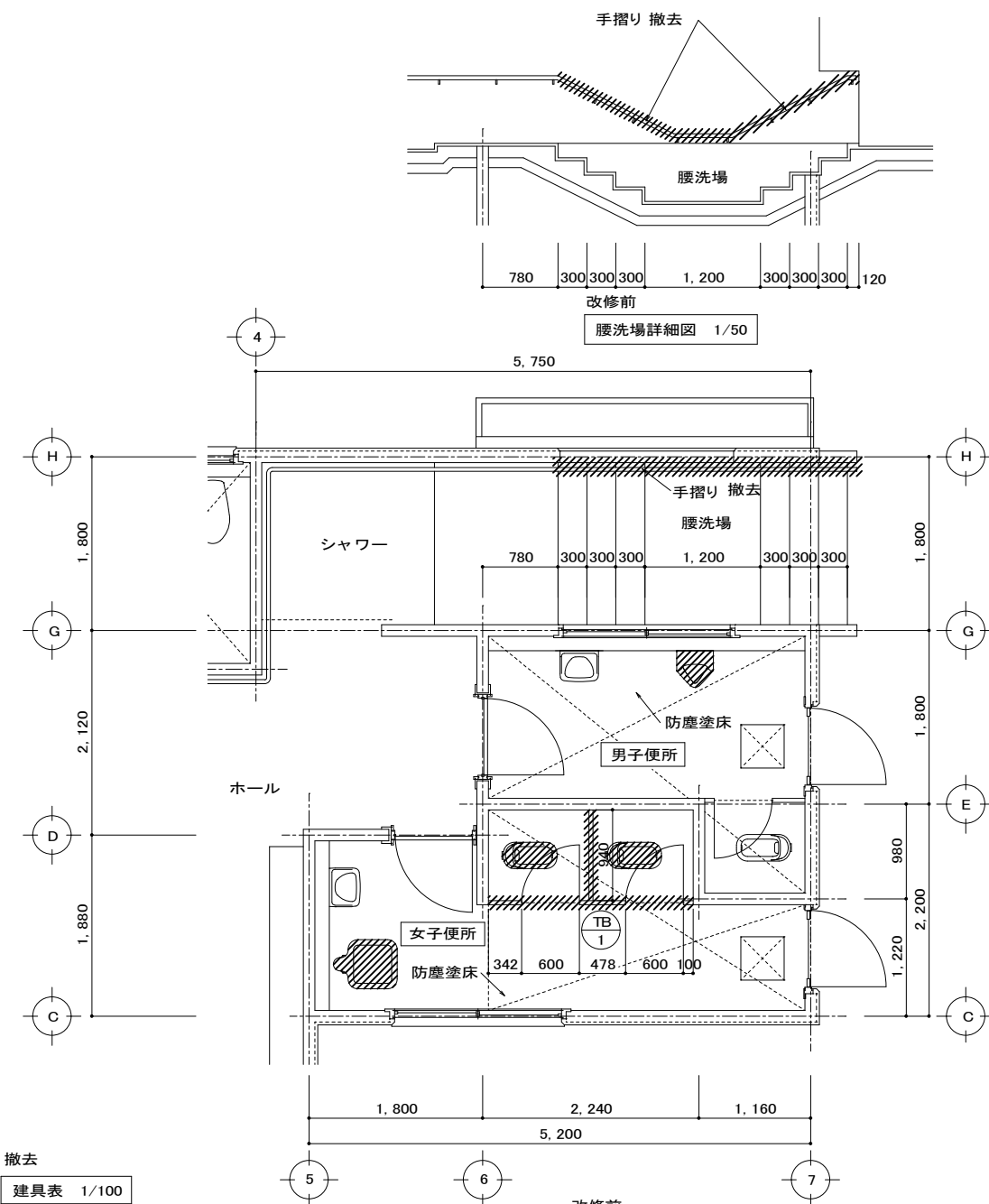
天井仕上表		
既・改	仕上	室名
既存	カラー鉄板t=0.8折版山高150 発泡ポリエチレンt=4.0裏貼り 裏面SOP塗り（浮き、剥がれ）	
改修	高圧水洗（土間排水の有る部屋及び外部）	機械室 多目的トイレ シャワー室 腰洗場 男子便所 女子便所 外部軒天
	浮き塗膜落とし（土間排水の無い部屋）	器具庫 女子更衣室 男子更衣室 ホール



既存
天井伏図 1/100



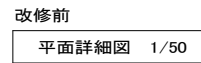
凡例
天井剥離塗膜撤去（土間排水の無い部屋）
それ以外の部屋の天井及び外部軒天は高圧水栓で剥離塗膜撤去



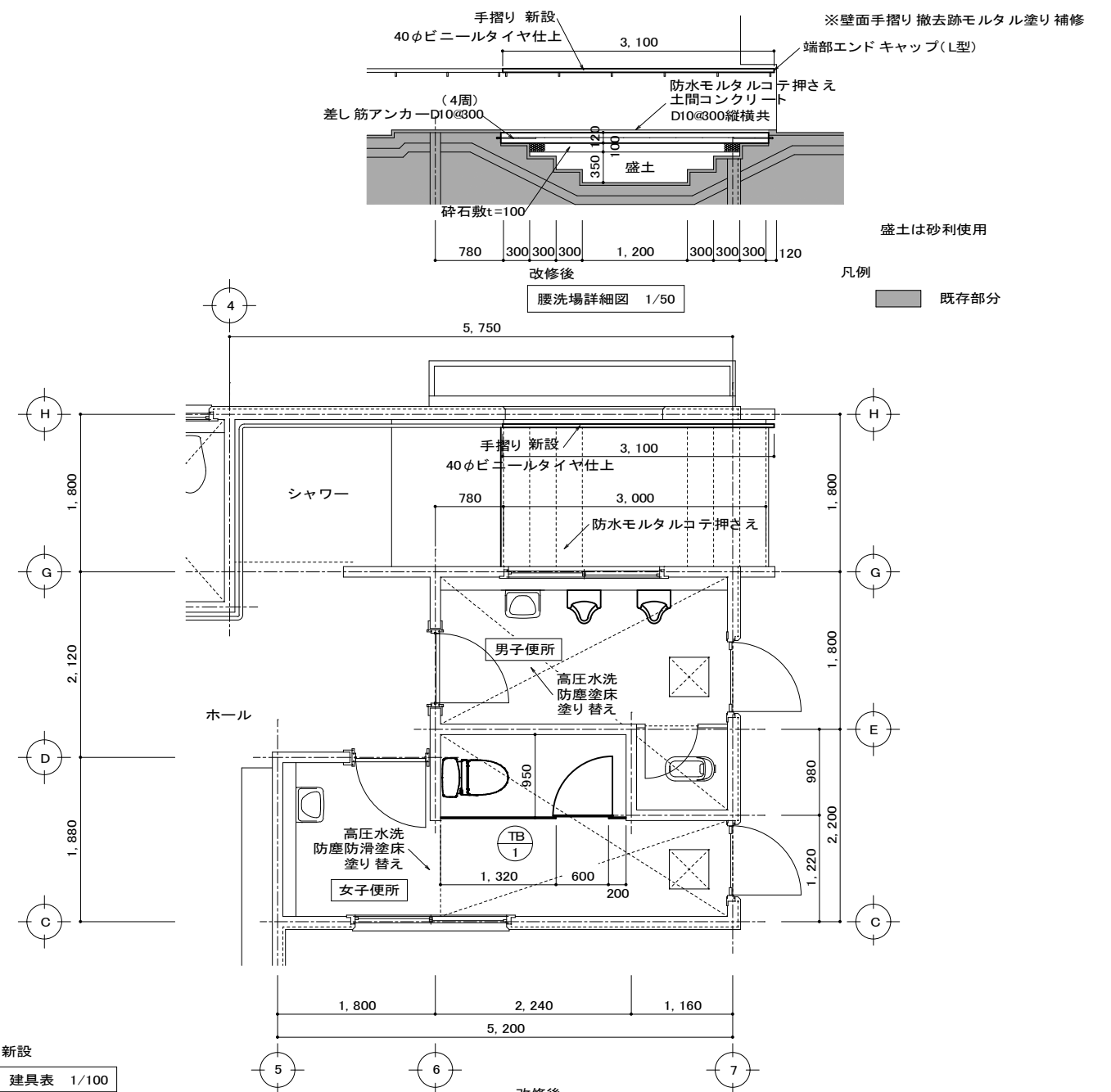
撤去

建具表	1/100
-----	-------

符号	TB-1
姿図	
名称	トイレブース
使用箇所	女子便所
数量	1
材種	ポリ 合板
硝子	
金物	ステンレス頭繋ぎ ステンレス壁繋ぎ
備考	ステンレス巾木タイプ

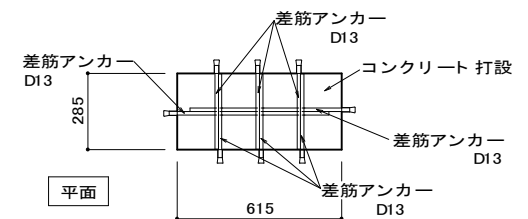
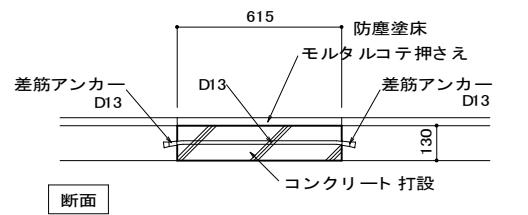
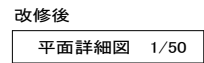


凡例
 撤去部分を表す（設備工事）



新設
建具表 1/100

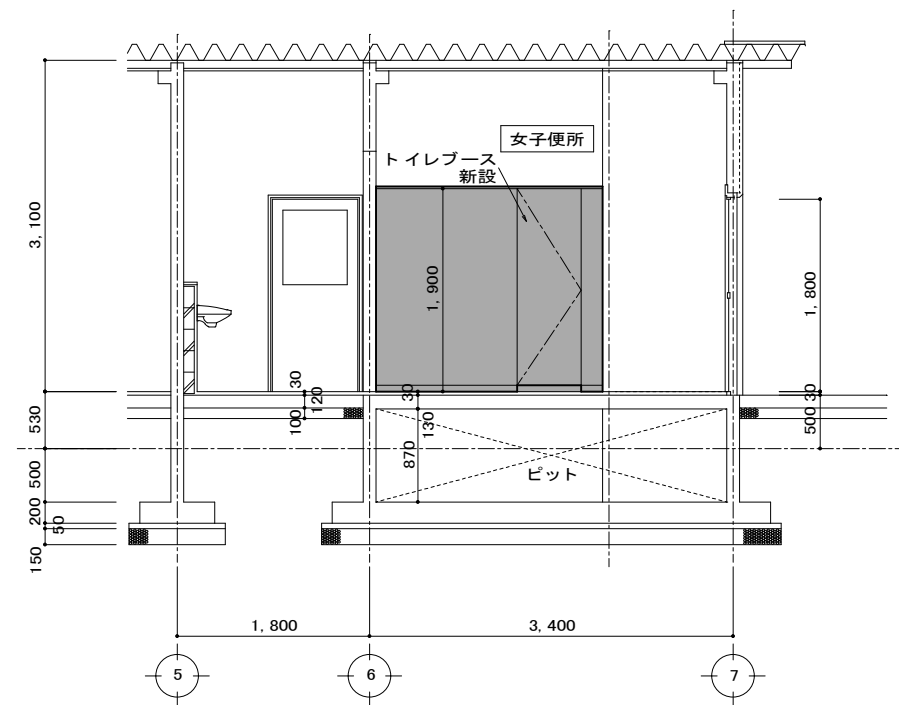
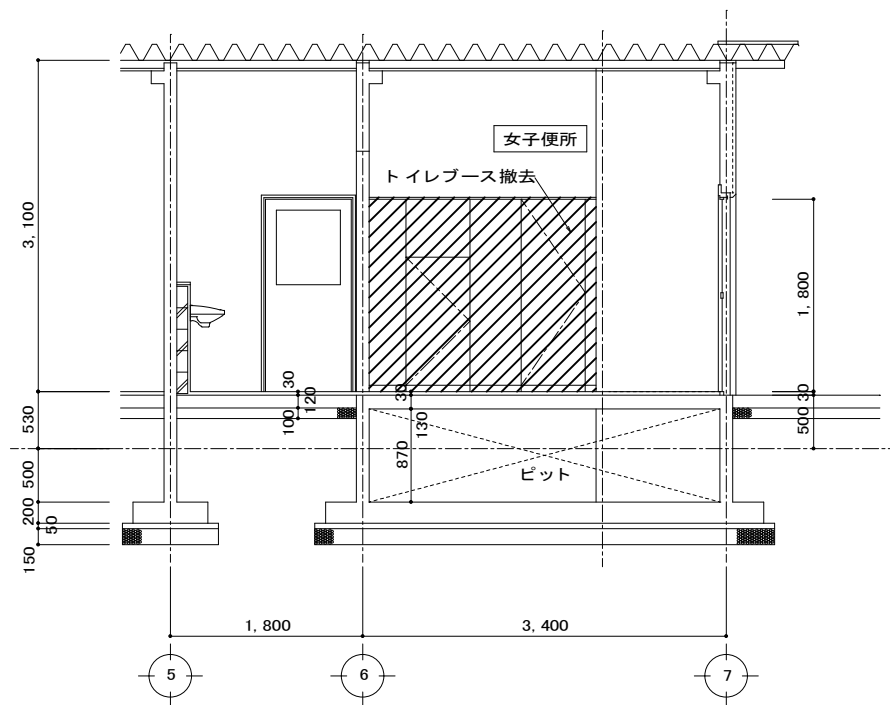
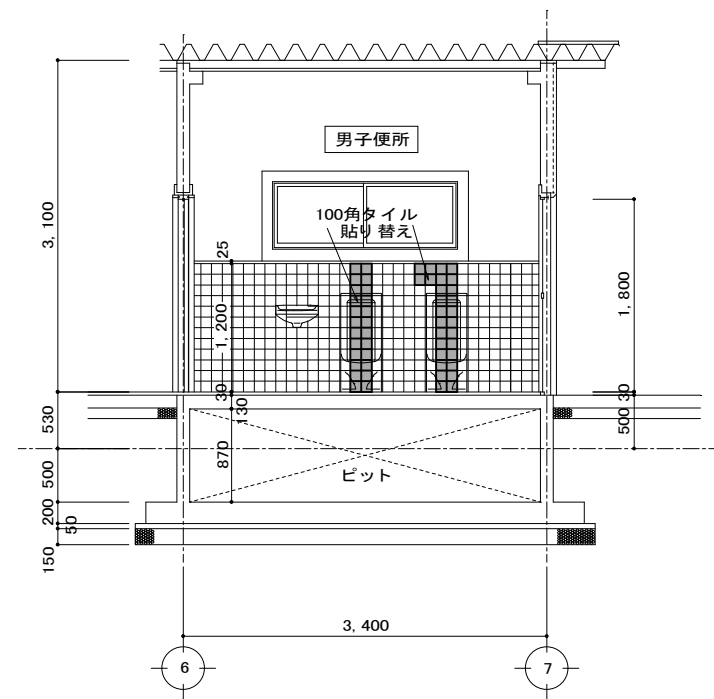
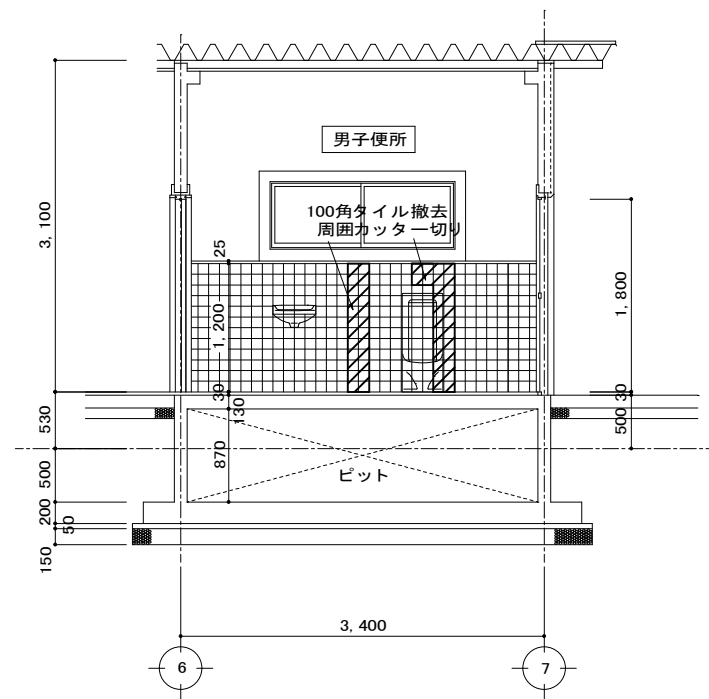
符号	TB-1
姿図	
名称	トイレブース
使用箇所	女子便所
数量	1
材種	メラミン樹脂積層板
見込	16
金物	アルミ 笠木 アルミ 壁繋ぎ 表示付き 内掛け錠(閉込防止鍵)
備考	ステンレス巾木タイプ



和風便器撤去跡 補修詳細 1/20

※壁面、床面ブース撤去跡モルタル塗り補修

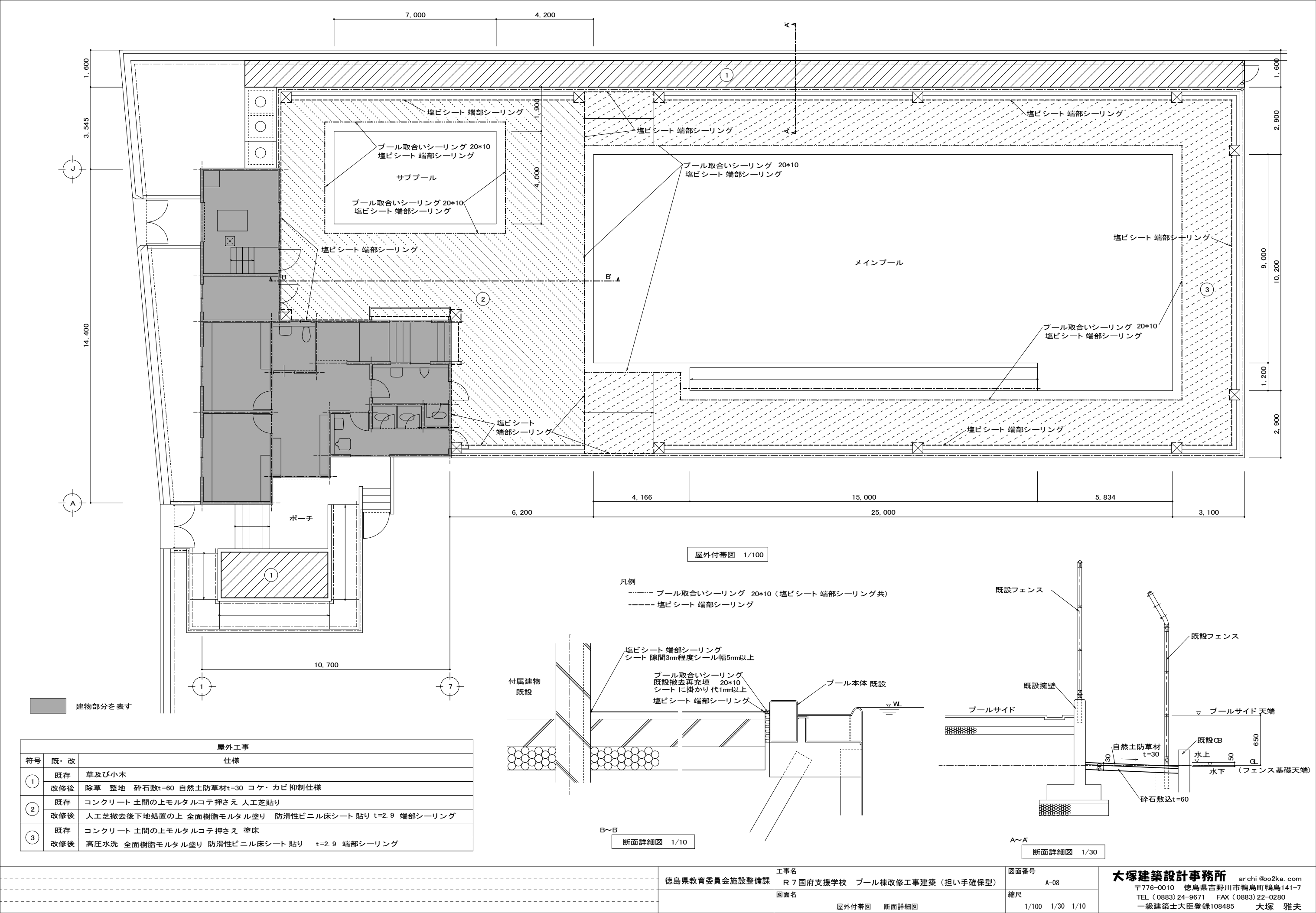
徳島県教育委員会施設整備課	工事名 R 7 国府支援学校 プール棟改修工事建築（担い手確保型）	図面番号 A-06	大塚建築設計事務所 archi@oo2ka.com 〒776-0010 徳島県吉野川市鴨島町鴨島141-7 TEL (0883) 24-9671 FAX (0883) 22-0280 一級建築士大臣登録108485 大塚 雅夫
	図面名 平面詳細図 建具表 補修詳細図	縮尺 1/50 1/100 1/20	

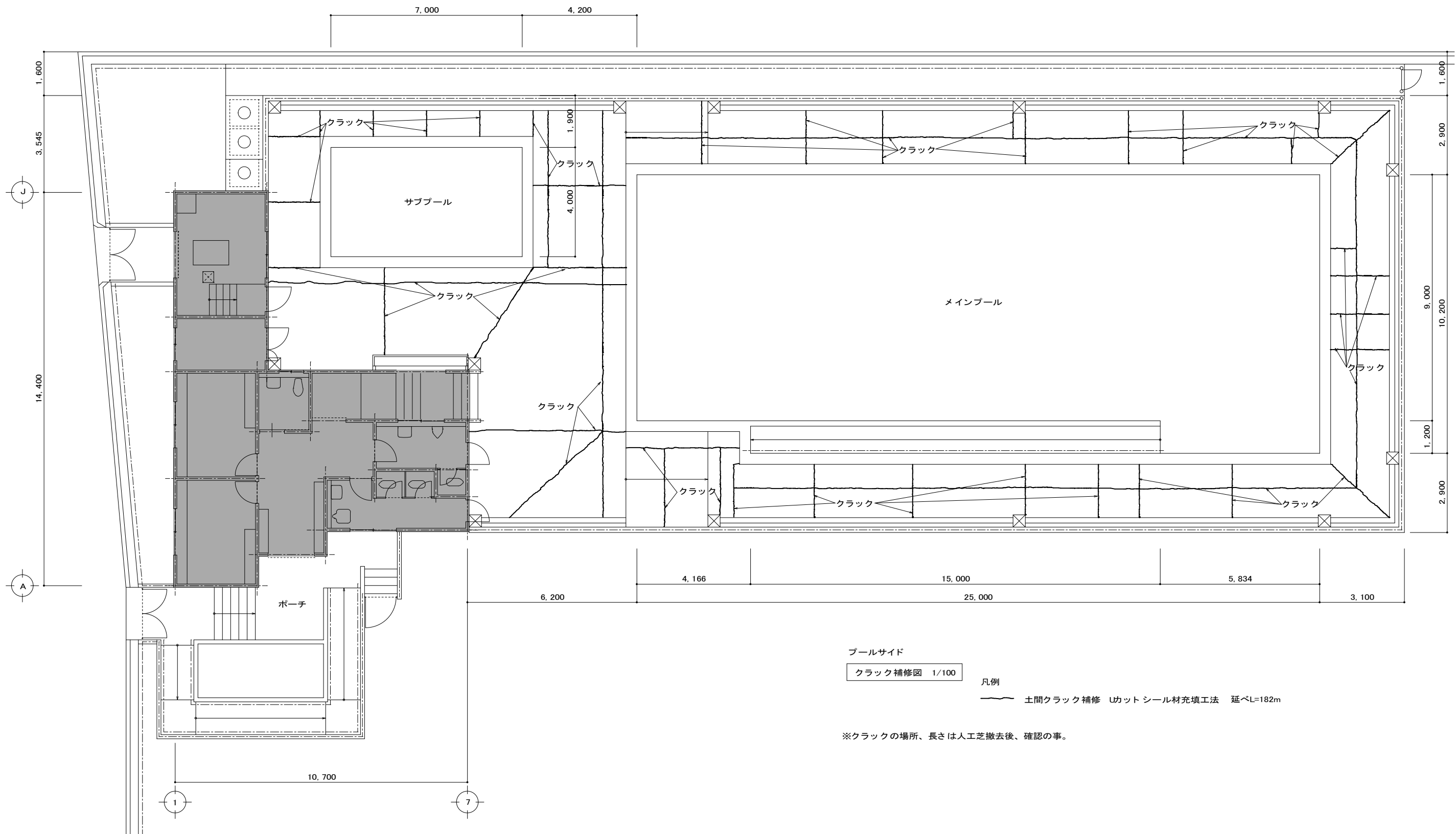


 撤去部分を表す

新設部分を表す

徳島県教育委員会施設整備課	工事名	図面番号	大塚建築設計事務所 archi@oo2ka.com 〒776-0010 徳島県吉野川市鴨島町鴨島141-7 TEL (0883)24-9671 FAX (0883)22-0280 一級建築士大臣登録108485 大塚 雅夫
	R 7 国府支援学校 プール棟改修工事建築 (担い手確保型)	A-07	
	図面名	縮尺	
	断面詳細図	1/50	





建物部分を表す

プールサイド

クラック補修図 1/100

凡例

土間クラック補修 Uカット シール材充填工法 延べL=182m

※クラックの場所、長さは人工芝撤去後、確認の事。

徳島県教育委員会施設整備課	工事名	図面番号	大塚建築設計事務所 archi@oo2ka.com 〒776-0010 徳島県吉野川市鴨島町鴨島141-7 TEL (0883) 24-9671 FAX (0883) 22-0280 一級建築士大臣登録108485 大塚 雅夫
	R 7 国府支援学校 プール棟改修工事建築 (担い手確保型)	A-09	
	図面名	縮尺	
	プールサイド クラック補修図	1/100	